



環境ひろば

No.102



令和2年4月から行っているプラスチック・ペットボトル類やうばめ園資源収集に出せない紙類の分別収集について、出し方が誤ったものや衛生上問題がある出し方をされたものがあります。

誤った出し方をしたプラスチック・ペットボトル類等につきましては、「**不適正排出啓発シール**」を貼ったうえで収集をしません。ご注意ください。

出し方については、「家庭ごみの分け方・出し方」の簡易版とガイドブックをご覧ください。

お願い

ご協力をお願いします

- 不適正排出です → 収集しません
- 燃やせる物や燃やせない物と分別してください
- 可燃物類ごみです → 収集しません
- 燃やせる物と燃やせない物と分別してください
- 燃やさない物です
- 燃やせる物と燃やせない物と分別してください

指定された出し方をしてください

- 燃やせる物と燃やせない物と分別してください
- 燃やせる物と燃やせない物と分別してください
- 燃やせる物と燃やせない物と分別してください
- リサイクルしていただく
- 燃やせる物と燃やせない物と分別してください

× 誤った出し方

○8月17日収集時に入っていた使用済みおむつやティッシュ等



○8月24日収集時に入っていたびん



○8月27日収集時に入っていた靴

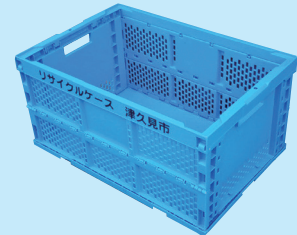


○ 正しい出し方

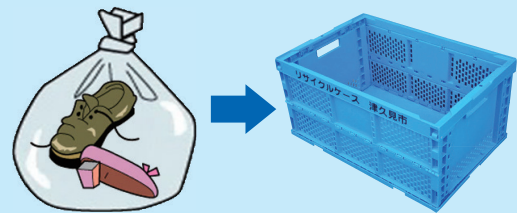
○指定ごみ袋 (黄色の袋)に入れて、「可燃ごみの日」に出す



○「不燃ごみの日」に、リサイクルケースの中に出す



○「不燃ごみの日」に、透明な袋に入れて、リサイクルケースの中に出す



不法投棄は犯罪です

廃棄物の不法投棄に対しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、厳しい罰則が適用されます。不法投棄に法人が関わった場合には、実行行為者が処罰されるのはもちろん、両罰規定により、法人にも、さらに高額な罰金が科せられることになっています。

※罰則とは

- ・ 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。
- ・ 法人が関わった場合には、会社にも3億円以下の罰金が科せられます。



●問い合わせ先 / ドリームフューエルセンター 環境保全課 ☎82-1560 ☎82-9513